

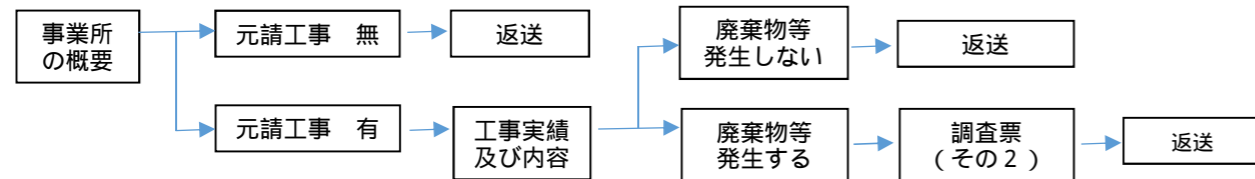
産業廃棄物実態調査票【その1】

建設業

長崎県

調査票番号

- 本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物の全てが対照となります。
- 本調査の対象工事は、令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の1年間に長崎県内で施行した**全ての元請工事**（出来高工事を含む）です。
- 調査票（その2）には、貴社が長崎県で施工した**全ての元請工事**（出来高工事含む）から発生する産業廃棄物、副産物について記入してください。
共同企業体（J.V.）による工事については、分担施工方式では各社持分の元請工事高と発生廃棄物等を記入し、共同施工方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物等を一括記入してください。
- 下記のフローに従い記入し、返送してください。**元請工事のない場合、また、廃棄物の発生がない場合も、下記の提出フローに従い、ご回答の上、ご返送下さい。**



こちらの欄は、調査票【その2】の、「県外処理を行う理由」に記入する際のコード表です。回答は、裏面の調査票【その2】の「県外処理を行う理由」に廃棄物ごとに記入して下さい。
県外処理を行う理由コード表
 県外の業者に処理を委託している場合、廃棄物ごとにその理由として最も当てはまる番号を選択して、調査票【その2】の「県外処理を行う理由」欄に記入して下さい。
 1. 県内の業者より処理コスト（処理・処分費用と運搬費用の合計）が低い
 2. 排出する廃棄物について、県内では中間処理することが可能な業者がないため。（許可を有する業者がない、許可を有する業者はいるが受入の余裕がない等）
 3. 処分業者（適正処理）の信頼性が低い
 4. 自社の系列企業であるため
 5. 委託業者の選定は、本社（支店）等が実施しているため不明である
 6. その他（具体的な内容をこの欄に直接記入して下さい。）

事業所の概要	事業所名			
	所在地			
	記入者部課	記入者氏名		
	電話番号 (問合せ先)	記入年月日	令和	年 月 日

産業廃棄物の量的変化	令和元年度を基準（100%）にして、貴社から発生した産業廃棄物の量的変化を過去5年間について、パーセント（%）で記入してください。 産業廃棄物が発生していない場合は「0」、不明な場合は「不明」と記入してください。					
	記入欄	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		%	%	%	%	100 %

元請工事の有無	該当する番号に を付けてください。	工事実績	元請完成工事高（令和元年度）
	1 長崎県内 元請工事 有 2 長崎県内 元請工事 無		長崎県内で施工した対象工事の1年間の元請完成工事高（出来高工事含む）を記入してください（消費税を含む）。
			千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 万円/年

産業廃棄物等の発生場所（工事場所）の割合 （概ねの発生量より記入して下さい。）		
地域名	市町名	割合
長崎・西彼地域	長崎市、西海市、長与町、時津町	%
佐世保・県北地域	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町	%
県央・県南地域	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市	%
下五島地域	五島市	%
上五島地域	小値賀町、新上五島町	%
壱岐地域	壱岐市	%
対馬地域	対馬市	%

発生の有無	令和元年度の対象工事において産業廃棄物等は発生しましたか。該当する番号に を付けてください。 再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象としてください。
	1 発生した。 → 産業廃棄物等の量的変化と、発生場所（工事場所）について、その割合（発生量）を右の枠内に記入して下さい。 2 発生しなかった。

「事業所の概要」「工事実績」を記入し、返送してください。 → 「事業所の概要」「工事実績」を記入し、返送してください。

裏面の調査票【その2】に発生した産業廃棄物等について記入して下さい。

< 調査票の記入要領・記入例 >

建設業以外

調査対象期間
 ・この調査の対象期間は、令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の1年間です。
 この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問 ~ までの流れに従って記入してください。

調査対象とする事業所と廃棄物
 ・この調査では、調査票が送付された事業所内で発生した副産物（産業廃棄物、有償・無償引渡物）だけが記入の対象となります。
 ・廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「廃棄物分類表」を掲げてありますので参考にしてください。

発生量について
 ・発生した廃棄物の「名称」と「数量」の解答欄には、「焼却」「脱水」等の処理を行う前の「名称」と「数量」をお答えください。
 ・自社で焼却している場合、発生した廃棄物とは焼却前のものです。（記入例Dを参考にしてください）
 木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「年間発生量」は、焼却前の量です。従って「廃棄物の名称」、「分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「中間処理後量」となります。
 ・自社で脱水している場合の発生した廃棄物とは脱水前のものです。（記入例Eを参考にしてください）
 汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「年間発生量」となります。
 なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算してください。
 <式>：(脱水前の汚泥発生量) × (100% - 脱水後の含水率%) ÷ (100% - 脱水前の含水率%)

○ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
 ・廃酸、廃アルカリを公共用水域（河川、公共下水道等）へ放流するために中和処理した場合 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 ・含油廃水を油水分離した場合 油水分離後の「廃油」と「油でい」等を個別に（それぞれ1行ずつ）を発生量とします。

記入について
 ・記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引き渡している副産物です。
 ・同じ種類の廃棄物でも、中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問の欄から行を分けて記入してください。
 ・処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考に記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入してください。

中間処理方法 コード表	処理・処分方法コード表	委託中間処理方法 コード表	資源化用途コード表
A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶解 K：切断 L：焼成(セメント材料) M：堆肥化(発酵) N：銀回収 O：コンクリート固形化 P：乾熱滅菌 Q：煮沸 R：オートクレーブ S：薬物消毒 V：濃縮 W：油化 X：選別 Y：固形燃料化 Z：その他	<自己処理> V1：自社で再利用した。 V2：売却できないものを自社で再利用した。 W1：売却(利益があった)した。 Z1：自社で保管している。 Q1：自社の処分場で埋立処分した。 <産業廃棄物処理業者へ委託処理> U1：処理業者に中間処理(資源化・リサイクルを含む)を委託した。 X1：廃品(資源)回収業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。 S1：処理業者の処分場で直接埋立処分した。 T1：処理業者で直接海洋投入した。 <市町村へ委託処理> R1：市町村等が設置する一般廃棄物処分場で埋立処分した。 R5：市町村等の清掃工場で焼却等の中間処理をした。(ごみ収集を含む) R6：市町村等の清掃工場でのリサイクルした。 <その他> Z9：その他	A：焼却 B：脱水 C：天日乾燥 D：機械乾燥 E：油水分離 F：中和 G：破碎 H：分級 I：圧縮 J：溶解 K：切断 L：焼成(セメント材料) M：堆肥化(発酵) N：銀回収 O：コンクリート固形化 P：乾熱滅菌 Q：煮沸 R：オートクレーブ S：薬物消毒 V：濃縮 W：油化 X：選別 Y：固形燃料化 Z：その他	10：鉄鋼原料 20：非鉄金属等原材料 30：燃料 31：木炭 41：飼料 42：肥料 43：土壌改良材 50：土木・建材資材 51：再生木材・合板 60：パルプ・紙原材料 70：ガラス原材料 80：プラスチック原材料 81：再生タイヤ 90：セメント原材料 O：コンクリート固形化 P：乾熱滅菌 Q：煮沸 R：オートクレーブ S：薬物消毒 V：濃縮 W：油化 X：選別 Y：固形燃料化 Z：その他

調査票(その2)の記入例

別紙「廃棄物分類表」を参照してください。

該当する単位に、必ず○をつけてください。

微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに を付けてください

廃棄物の処理・処分を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入してください。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

「調査票【その1】」参照

記入例	自社で発生した廃棄物等の発生量							自社での中間処理							自社処分・自社再利用、委託処理			委託中間処理			資源化	その他										
	廃棄物の名称	分類番号	年間発生量							中間処理後量							処理・処分の方法	処理・処分先又は再生利用先の名称	処理・処分先又は再生利用先の所在地	方法番号			処理後の処分方法	資源化用途	県外処理を行う理由							
			百万	十万	万	千	百	十	一	単位	1次処理	2次処理	3次処理	百万	十万	万	千	百	十	一	単位				1次処理	2次処理	3次処理					
記入例A	鉄板くず	1 2 1 0							1	2										kg	リットル	W 1	(株)	都道府県	市町村				1・2	10		
記入例B	機械油	0 3 1 1				1	0	8	0											kg	リットル	U 1	××商店	都道府県	市町村	E			1・2	30	4	
記入例C	廃タイヤ	0 6 0 1						4	0	0										kg	リットル	X 1	タイヤ販売	都道府県	市町村				1・2	81		
記入例D	木くず	0 8 0 0							1	0							5	0	0	kg	リットル	A							1・2			
記入例E	排水処理汚泥	0 2 2 0								5	0								1	0	kg	リットル	B D							1・2	90	1
記入例F	感染性廃棄物	7 3 0 0				1	2	0	0											kg	リットル	U 1	産業	都道府県	市町村	A			1・2			

ここでは、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入してください。委託した廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入してください。

記入例：A
 ・鉄板の加工の際に鉄板くずが年間12t発生した。
 ・これは、市にある(株)に売却した。
 ・相手先では、鉄鋼材料として再生利用している。

記入例：B
 ・月平均で一斗缶5本ぐらいの機械油が発生した。
 ・重量換算すると年間に1,080kgである。(18kg×5本×12ヶ月)
 ・これは、×県×市の再生業者××商店に処理を有料で依頼した。
 ・××商店では、油水分離後、燃料として再利用している。
 ・数社比較したところ××商店が最も安い金額だったので、県外だが委託している。

記入例：C
 ・年間に廃タイヤが400kg発生した。
 ・これは、納入業者である町のタイヤ販売に渡した。
 ・タイヤ販売では、再生タイヤとして利用している。

記入例：D
 ・木くずが年間10t発生した。
 ・自社の焼却炉で全て焼却した。
 ・焼却灰は、500kg程度発生し、これを×市に処分場を保有する(株)×で直接埋立処分した。

記入例：E
 ・排水処理汚泥が発生した。
 ・自分の施設で脱水→乾燥を行い、脱水後の残さが10t(含水率85%)であった。
 ・脱水前の量は、計算してないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であることから計算すると50t程度となる。(10t×(100-85)÷(100-97))=50t
 ・処理後の汚泥は、×県○市にある×(株)のセメント製造工場で処理をした。委託先では、セメント原料として再生利用している。
 ・汚泥の処理については、本社管理のため×(株)の選定理由は不明である。

記入例：F
 ・感染性廃棄物が年間1,200リットル発生した。
 ・院内では処理せず、×市に処理施設を保有する産業に委託し、焼却してもらった。
 ・焼却後の燃え殻は埋立処分しているとのことである。

廃棄物分類表（その1）

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）

廃棄物の種類		分類番号	具体例
燃え殻	燃え殻（下記以外）	0100	石炭灰、焼却灰（木灰、コークス灰、重油灰、クリンカ）、廃棄物焼却灰、炉清掃物<<注意！>>可燃ごみを自己で焼却処理した場合、「燃え殻」ではなく、焼却する前の「紙くず」「木くず」等を発生時の種類として記入してください。
	廃カーボン・廃活性炭	0120	廃カーボン、廃活性炭
汚泥	有機性汚泥	0210	製紙汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、ビルビット汚泥（し尿を含むものは除く）、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥（水洗を主とする場合）、イースト菌培養残さ、その他泥状を呈する有機性廃棄物
	下水汚泥	0211	下水汚泥
	無機性汚泥	0220	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、金属さび粉体、廃ショットブラスト（さび落ししたものに限り）、廃サンドブラスト（塗料かすを含むものに限り）、脱硫石こう、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、道路側溝汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料、その他泥状を呈する無機性廃棄物
	建設汚泥	0221	建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥
	上水汚泥	0222	上水汚泥
廃油	廃油（下記以外）	0300	他に分類されない一般廃油、油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料（液状）、インクかす、廃ワニス
	鉱物系廃油	0311	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料
	動植物系廃油	0312	魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、大豆油、とうもろこし油
	廃溶剤	0320	アルコール類、ケトン、洗浄油
	固形油	0330	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、バステル
	油泥	0340	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカム
廃酸	廃酸（下記以外）	0400	塩酸、硫酸、フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄液、エッチング廃液、染色酸性廃液（漂白浸せき工程、染色工程）、クロメート廃液、硫酸ピッチ
	写真定着液	0401	写真定着液
	有機性の酸性廃液	0402	ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液
廃アルカリ	廃アルカリ（下記以外）	0500	アルカリ性洗浄液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、ドロマイト廃液、染色排水（精錬工程、シルケット加工）、黒液（チップ蒸解廃液）、脱脂廃液（金属表面処理）、硫化ソーダ廃液、廃クーラント液（LLC）
	写真現像液	0501	写真現像液
廃プラスチック類	廃プラスチック類（下記以外）	0600	ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、フェノール樹脂（ベークライト）、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラニン樹脂、ウレタン樹脂、ナイロン繊維、ポリエステル繊維、アクリル繊維、混紡繊維、化繊ロープ、化学繊維、プラスチック製品くず、フィルム、プラスチックフィルム、セルロイド、繊維強化プラスチック（FRP）、塗料かす（固形）接着剤かす、合成ゴムくず、自動車用プラスチックバンパー、廃農業用ビニール、ビニールシート、塩ビ管、プラスチック製廃容器包装、発泡スチロール、発泡ウレタン、発泡ポリスチレン
	廃タイヤ	0601	廃タイヤ
	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）	0602	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。
紙くず	紙くず（下記以外）	0700	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷業、製本業、出版業等から排出される紙くず
	建設工事の紙くず	0710	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず（具体的には包装材、壁紙くず）
木くず	木くず（下記以外）	0800	木くず、おがくず、かんなくず、パーク類、竹、ベニヤ、ベニヤボード類、伐採材、伐根材
	パレット類	0810	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材
繊維くず	繊維くず	0900	羊毛、綿、絹、麻等の天然繊維、レーヨン、アセテート混紡繊維（天然繊維が主体のもの）<<注意！>>合成繊維は「廃プラスチック類」に分類されます。
動植物性残さ	動物性残さ	1001	魚・獣の骨、魚・獣の皮・内臓などあら、皮革くず、ボイルかす、缶詰め・瓶詰め不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝殻、羽毛
	植物性残さ	1002	ソースかす、醤油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす等の発酵・醸造かす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米、麦粉、大豆かす、不良豆、果物の皮、種子、野菜くず、薬草かす、油かす、パンくず、原料くず
ゴムくず	ゴムくず	1100	ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム板くず
	金属くず（下記以外）	1200	下記以外の金属くず
金属くず	鉄くず	1210	鉄くず、スクラップ（主体が鉄製の場合）、ブリキくず、トタンくず、空き缶（鉄製のもの）
	非鉄金属くず	1220	銅線、銅くず、アルミくず、アルミ缶

廃棄物の種類		分類番号	具体例
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（下記以外）	1300	下記以外のガラスくず等、カレット、廃ブラウン管の側面部、ガラス製廃容器包装、ロックウール、石綿（非飛散性のもの）、岩綿吸音板、ALC（軽量気泡コンクリート）
	ガラスくず	1310	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶磁器くず	1320	セラミックくず、レンガ、かわら、陶器
	コンクリートくず	1330	コンクリート製品くず
	石膏ボード	1340	石膏ボードくず
鉱さい	石綿含有産業廃棄物（非飛散性）	1350	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。
	鉱さい（下記以外）	1400	不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くず
	炉さい	1401	高炉水さい、高炉の残さ、平炉の残さ、転炉の残さ、電気炉の残さい、キューボラのノロ、ドロス、カラミ
がれき類	廃砂	1402	鑄物砂、サンドブラスト廃砂
	がれき類（下記以外）	1500	鉄道用線路の砂利、骨材、石材、レンガ、スレート、タイル、断熱材
	コンクリート破片	1501	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	アスコン破片	1502	アスファルトコンクリートの破片
動物のふん尿	動物のふん尿	1600	家畜のふん尿、牛のふん尿、豚のふん尿、にわとりのふん尿、馬のふん尿
	動物の死体	1700	家畜の死体、牛の死体、豚の死体、にわとりの死体、馬の死体
ばいじん	ばいじん	1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト、煙道・煙突に付着堆積したすず
13号廃棄物	13号廃棄物	1900	産業廃棄物を処分するために処理したコンクリート固形化物等
動物系固形不要物	動物系固形不要物	4000	と畜場においてと殺し、又は解体した獣畜及び食用処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
その他の産業廃棄物	安定型混合廃棄物	2100	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類のみを含む混合物で分別ができない廃棄物
	管理型混合廃棄物	2200	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以外の廃棄物を含む混合物で分別ができない廃棄物
	シュレッターダスト	2300	廃自動車破砕物、廃電気機械器具破砕物
	廃自動車	3000	廃自動車、廃二輪車、バイク、自転車
	廃電気機械器具	3100	廃電気機械器具、廃パチンコ機・廃パチスロ機、プリント配線板、テレビジョン受信機、エアーコンディショナー、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、パーソナルコンピューター、電話機、自動販売機、蛍光灯、冷凍庫
	廃電池類	3500	廃電池類、鉛蓄電池、乾電池
	複合材	3600	2つ以上の異なる素材が一体的に組み合わされている製品の廃棄物

廃棄物分類表（その2）

2. 特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、特別管理産業廃棄物として分類されます。

特別管理産業廃棄物	引火性廃油	7000	揮発油類（燃えやすい廃油、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど）	
	強酸	7100	水素イオン濃度指数〔pH〕2.0以下の廃酸	
	強アルカリ	7200	水素イオン濃度指数〔pH〕12.5以上の廃アルカリ	
	感染性廃棄物		7300	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤、血液等が付着した鋭利なもの（注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等）、血液等が付着した実験・手術用手袋等、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの（試験管、シャーレ等）、汚染物が付着した廃プラスチック類等
		廃石綿等（飛散性）	7421	吹き付け石綿（アスベスト）、石綿含有保温材、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	特定有害産業廃棄物	鉱さい（有害）	7423	特定有害物質を含む鉱さい
		燃え殻（有害）	7424	特定有害物質を含む焼却灰
		廃油（有害）	7425	特定有害物質を含む廃油
		汚泥（有害）	7426	特定有害物質を含む汚泥
		廃酸（有害）	7427	特定有害物質を含む酸性廃液
		廃アルカリ（有害）	7428	特定有害物質を含むアルカリ性廃液
		ばいじん（有害）	7429	特定有害物質を含むばいじん
	13号廃棄物（有害）	7430	産業廃棄物を処分するために処理したコンクリート固形化物等のうち、特定有害物質を含むもの	